

富山市上下水道局告示第202号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和3年9月6日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築（その1）機械設備工事
工 事 場 所	富山市浜黒崎地内
工 事 番 号	公共37
工事完成期限	令和5年1月27日
工 事 概 要	1 最初沈殿池及び最終沈殿池設備 1式 2 ゲート設備 1式 3 脱水機棟脱臭設備 1式 4 据付・撤去工事 1式
予 定 価 格	319,000,000円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和3年9月17日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（4事業者で結成したもので、共同施工方式によるもの。以下「共同企業体」という。）
入 業 種	機械器具設置

札
参
加
資
格

代 表 構 成
員 の 要 件

- 1 審査基準日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で通知された機械器具設置工事の総合評定値（P）が1, 100以上であること。
- 2 1級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門）又は機械器具設置業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する資格を有する者（以下「1級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3, 500万円以上となる場合は専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。
- 3 4, 000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、機械器具設置工事についての特定建設業の許可を受け、かつ、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。
- 4 契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書及び3に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。
- 5 平成18年4月1日以降に官公庁等発注の下水道施設に関する機械器具設置工事の元請（共同企業体にあつては代表構成員に限る。）として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。

その他構 成員 1 の 要件	<ol style="list-style-type: none">1 主たる営業所が富山市の区域内にあること。2 富山市に機械器具設置工事の入札参加資格があること。3 1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門）又は機械器具設置業に関して建設業法第 15 条第 2 号ロ若しくはハに該当する資格を有する者、若しくは建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する資格を有する者（以下「2 級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が 3, 500 万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。4 契約時において、3 の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3 のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。5 平成 18 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の下水道施設に関する機械器具設置工事の元請としての施工実績があること。
----------------------	---

<p>その他構 成員 2 の 要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる営業所が富山市の区域内にあること。 2 富山市に機械器具設置工事の入札参加資格があること。 3 2級管工事施工管理技士等を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。 4 契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。 5 平成18年4月1日以降に官公庁等発注の機械器具設置工事の元請としての施工実績があること。
<p>その他構 成員 3 の 要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主たる営業所が富山市の区域内にあること。 2 富山市に機械器具設置工事の入札参加資格があること。 3 2級管工事施工管理技士等を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。 4 契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。 5 平成18年4月1日以降に官公庁等発注の機械器具設置工事の元請としての施工実績があること。

<p>調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者</p>	<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 代表構成員は、1級管工事施工管理技士等を、その他構成員1、その他構成員2及びその他構成員3は、それぞれ2級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 代表構成員は、1級管工事施工管理技士等を、その他構成員1、その他構成員2及びその他構成員3は、2級管工事施工管理技士等を、さらに、構成員のいずれかから1級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。</p>
<p>共同企業 体の結成 に関する 留意事項</p>	<p>次の各号のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 代表構成員、その他構成員1、その他構成員2及びその他構成員3それぞれ1者による4者で構成されていること。</p> <p>(2) 構成員は、この工事について他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(3) 代表構成員は、構成員中最大の出資比率を有するものであること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率がそれぞれ15パーセント以上であること。</p>
<p>その他</p>	<p>富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築(その1)電気設備工事の入札の落札者は、この入札の落札者(共同企業体の構成員を含む。)となることができない。</p>

提出書類	入札の際、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について4（1）ア、イ、ウ、エ及びオに掲げる提出書類のほか、電子入札用委任状を入札書の受付締切日時までにファクシミリ等により入札及び契約を担当する課へ提出すること。
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課 FAX番号076-432-8635
契約条項等の閲覧期間	令和3年9月6日から同月17日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）
設計図書に対する質問期間	令和3年9月6日から同月13日まで
質問に対する回答期限	令和3年9月15日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和3年9月17日午後5時00分
開札日時及び場所	令和3年9月21日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有（失格基準を適用しない。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有 今年度における請負代金の支払の限度額は、契約額の概ね10分の7とする。